

## 分析項目を具体的に判断するに当たっての基本的な考え方

浸出性能の判定基準項目のうち、味、臭気、色度及び濁度については、すべての器具、部品又は材料について分析を行うこととなるが、その他の項目については、水と接触する部分に使用されている材料の成分及びその材料の原料の成分のうち、浸出する可能性のあるものについてのみ分析を行えばよい。

味、臭気、色度及び濁度以外の分析項目を具体的に判断するに当たっての基本的な考え方を以下に示す。

### 1. 金属材料

(1) J I S規格その他の規格（国際規格及び海外規格も含む。）において、すべての成分が規定されている材料の場合は、原則として規定されている成分のうち判定基準項目に該当するものについて分析を行えばよい。

（J I S規格材料の場合の例）

材料名	分析項目
銅（J I S H 3100のC1220）	銅
銅合金（J I S H 5120のCAC406）	銅、亜鉛、鉛、カドミウム <sup>(注)</sup>
ステンレス鋼（J I S G 3459のSUS304,316）	鉄、六価クロム
鋳鉄及び鋼（J I S G 3101）	鉄

(注) 1. カドミウムについては、亜鉛の不純物として含有される可能性があるため、分析項目に含めた。

2. 座金、スプリング等として使用されているステンレスで、接触面積比がおおむね $10\text{ cm}^2/0$ 以下のものについては、上記分析項目について分析しなくてもよい。

(2) (1)以外の材料の場合は、判定基準項目のうち浸出する可能性のあるものすべてについて分析を行う。なお、成分試験等により、材料又はその原料に含有されていないことが証明されている場合、又は試験を実施しても浸出する量が基準値の $1/10$ 以下であることが証明できる場合は分析しなくてもよい。

### 2. 金属以外の材料

判定基準項目のうち浸出する可能性のあるものすべてについて分析を行う。なお、成分試験等により、材料又はその原料に含有されていないことが証明されている場合、又は試験を実施しても浸出する量が基準値の $1/10$ 以下であることが証明できる場合は分析しなくてもよい。ただし、(代表的なゴム、樹脂等の分析項目の例)の表の項目については分析を行う。

(代表的なゴム、樹脂等の分析項目の例)

材 料 名		分 析 項 目
ゴ	E P D M (エチレン・ブチレンジゴム)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、フェノール類、亜鉛
	N B R (アクリロトリル・ブタジエンゴム)	
ム	S B R (スチレン・ブタジエンゴム)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、亜鉛
	F K M (フッ素ゴム)	
	Q (シリコンゴム)	
合 成 樹 脂	A B S (アクリロトリル、ブタジエン、スチレン共重合体)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)
	P O M (ポリアセタール)	
	P E (ポリエチレン)	
	P P E (ポリフェニレンエーテル)	
	P P S (ポリフェニレンサルファイト)	
	P T F E (ポリテトラフルオロエチレン)	
	ポリアミド (ナイロン)	
	P B T (ポリブチレンテレフタレート)	
	P V C (塩化ビニル)	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、鉛、亜鉛
合 成 樹 脂 塗 料	一液性エポキシ樹脂	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、フェノール類、シアン、エピクロロヒドリン、アミン類、ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン
	二液性エポキシ樹脂	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、フェノール類、シアン、エピクロロヒドリン、アミン類、2,4-トルエンジアミン、2,6-トルエンジアミン、ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン
	アクリル樹脂	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン

(注) 1. 添加剤等として、基準項目に該当する物質を含有している場合は、それらについても分析を行う検討の対象とする。

2. パッキン、ガスケット等として使用されているゴム及び樹脂で、接触面積比がおおむね10cm<sup>2</sup>/ℓ以下のものについては、上表のうち有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)、フェノール類以外は分析しなくてもよい。

### 3. その他

水と接触する部分がライニングされているものについては、ライニング材の成分のみを対象とすればよい。ただし、めっき (溶融めっきを除く。)、塗装の場合は、地金等の本体材料の成分も対象とする。